



海老名市では、一定規模を超える建築物・工作物の新築、増改築等や、開発行為等を行う場合には、事前の届出が必要となります。

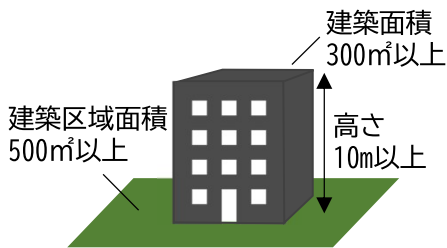
届出が必要な区域

海老名市全域

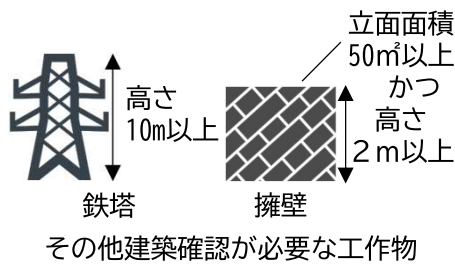
※「海老名扇町景観まちづくり地区」内で行う行為は、海老名扇町景観まちづくり地区パンフレットをご覧ください。

届出が必要な行為

建築物の建築等



工作物の建設等



開発行為



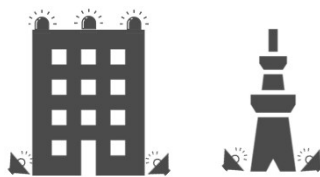
都市計画法第29条の許可を要するもの

木竹の伐採



建築等や開発行為のために行う伐採

特定照明



建築物や工作物に行うもの

届出不要な行為

- ・自己居住用住宅
- ・非常災害の応急措置
- ・神奈川県屋外広告物条例の規定に基づく屋外広告物の掲出など

届出が必要な行為

行為の種類別	行為の詳細	規 模
①建築物の建築等	新築、増築、改築若しくは移転、 外観のうち各立面の面積の1/5を 超えて変更することとなる修繕若し しくは模様替又は色彩の変更	次のいずれかに該当する建築物 (1) 高さ10m以上のもの (2) 建築面積300㎡以上のもの
	新築、増築、改築又は移転	建築区域面積500㎡以上の建築物
②工作物の建設等	新設、増築、改築若しくは移転、 外観のうち各立面の面積の1/5を 超えて変更することとなる修繕若し しくは模様替又は色彩の変更	次のいずれかに該当する工作物 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築 確認が必要な工作物(擁壁及び鉄塔以外のもの) (2) 高さ2m以上かつ立面の面積の合計が50㎡以上の擁壁 (3) 高さ10m以上の鉄塔
③開発行為	都市計画法第29条に基づく神奈川県 知事の許可を要するもの	
④木竹の伐採		次のいずれかに該当する行為のために行う伐採 (1) 建築区域面積500㎡以上の建築物の新築、増築、改築 又は移転 (2) 都市計画法第29条に基づく神奈川県知事の許可を要 するもの
⑤特定照明 (建築物等の外観に ついて行う照明)	照明の設置又は照明方法の変更	次のいずれかに該当する建築物又は工作物に行うもの (1) 高さ10m以上又は建築面積300㎡以上の建築物 (2) 建築基準法に基づく建築確認が必要な工作物 (擁壁・鉄塔以外のもの) (3) 高さ2m以上かつ立面の面積の合計が50㎡以上の擁壁 (4) 高さ10m以上の鉄塔

※1 「高さ」については、建築物・工作物の接する周囲の地盤のうち最も低い位置からの高さとし、
(建築物は塔屋を含み、擁壁は構造物の天端とします。)

※2 「鉄塔」については、複数の鋼材を組み合わせた塔状構造物で、電気事業、電気通信事業、電気鉄道事業の用
に供するものも含まれます。

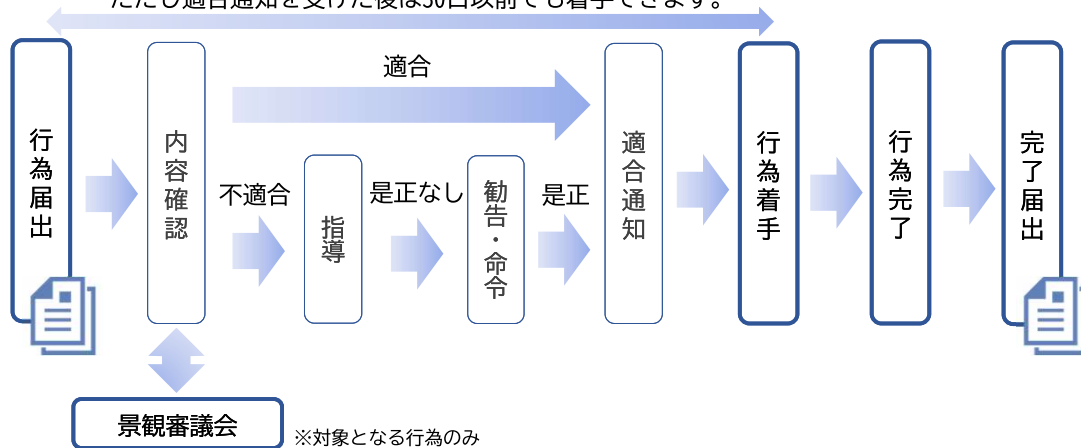
景観審議会での調査・審議対象行為

次の行為を行う場合は、海老名市景観審議会の審査を受ける必要があります。この場合、審議会の日程調整等が必要となるため、事前(3か月前まで)に協議をしてください。

行為の種類別	規 模
①建築物の建築	次のいずれかに該当する建築物 ・15階建てを超えるもの ・建築面積3,000㎡を超えるもの ・眺望点から見える山の稜線にかかるもの
②工作物の建設	次のいずれかに該当する工作物 ・高さが40mを超えるもの ・眺望点から見える山の稜線にかかるもの
③開発行為	開発面積が5,000㎡を超えるもの
④木竹の伐採	次のうち、市長が必要と判断するもの ・既存木竹を全て伐採するもの ・九里の土手斜面緑地において、木竹を伐採するもの
⑤特定照明 (建築物等の外観について行う照明)	次のうち、市長が必要と判断するもの ・商業系地域以外でネオン管を使用するもの ・点滅又は動きのある光源を使用するもの
⑥その他	・届出対象行為のうち、景観形成基準の適合について判断を必要とするもの

届出の流れ

届出から30日が経過するまでは、行為に着手はできません。
ただし適合通知を受けた後は30日以前でも着手できます。



※無届、虚偽の届出、行為着手制限解除前の行為着手、命令に従わないなどの場合は罰則が適用されます。
また勧告、命令に従わない者などについて氏名、事実概要を公表することがあります。

※建築物の建築、工作物の建設について、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事、
その他基礎工事は行為着手とはみなしません。

届出に必要な書類

届出は、以下の必要な書類を揃えて、1部提出してください。（副本が必要な場合は、2部提出してください。）

<行為届出>

- ・景観計画区域内における行為届出書
- ・添付図書
- ・委任状（代理者が申請する場合）
- ※委任状には、委任者の押印が必要

<完了届>

- ・景観計画区域内における行為完了届
- ・完成写真（行為地の全景（カラー、2方向以上））

<添付図書一覧表>

添付図書	縮尺	建築物の建築等	工作物の建設等	開発行為	木竹の伐採	特定照明	明示する事項、その他
景観チェックシート		○	○	○	○	○	
位置図	1/2500以上	○	○	○	○	○	方位、施行箇所、道路及び鉄道、目標となる土地建物、河川
配置図	1/300以上	○	○				縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の建築物等・工作物の位置、敷地に接する道路の位置、屋外に設置する設備及び塀等外構の位置
平面図	1/300以上	○	○				縮尺、方位、寸法（床面積の異なる階ごと） ※移転、外観修繕、模様替、色彩変更にかかる届出の場合は不要
計画平面図	1/300以上			○	○		縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置 開発行為：宅地造成の場合は区画割、断面図の位置 行為前後における土地の形状が判断できるもの 木竹の伐採：保存する既存木竹の位置と内容 代替植栽の位置と内容
	1/200以上					○	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置、照明を行う建築物又は工作物の位置、照明設備の設置箇所、照射方向、照射範囲
断面図	1/300以上			○			縮尺、方位、行為前後における土地の形状が判断できるもの
彩色した立面図	1/300以上	○	○				縮尺、寸法、壁面及び屋根の仕上材並びにその色彩(各面。色見本の添付可。外構立面は製品図可)
	1/100以上					○	特定照明の光源種別、照射範囲、照明方法、照明の色調
緑化計画図	1/300以上	○		○			植栽箇所、植栽樹種、植樹本数、保存する既存木竹 ※外観修繕・色彩変更の届出の場合は不要 ※別に緑化計画書を提出済みの場合は不要
擁壁構造図	1/50以上		○	○			縮尺、寸法 ※擁壁以外の工作物は不要
現況図	1/300以上				○		縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置、木竹の植生状況、伐採する範囲
現況写真		○	○	○	○	○	行為地及び周辺の状況（カラー、2方向以上）

主な景観形成基準

※景観形成基準は、必ず海老名市景観推進計画・景観チェックシートを確認してください。

全ての行為において配慮する事項

- 空と遠方の山並みや丘陵地等への眺望の配慮
- 本市の景観の基盤となる特徴的な要素への配慮
- 周辺との調和への配慮
- 継続的な景観への配慮



眺望点

丹沢大山等への眺望景観が得られ、眺望を保全すべき地点を選定しています。

- ・瓢箪塚古墳眺望点（国分南三丁目）
- ・大谷近隣公園眺望点（大谷南四丁目）
- ・貴日土神社眺望点（中河内）

建築物の建築等

- 高さ
 - ・眺望点から見える山並みの眺望を阻害しない。
- 形態・意匠
 - ・華美な装飾物を設置しない。
- 屋外に設置する設備
 - ・公共空間から見えない場所に設置する。
- 敷地への緑化・植栽
 - ・海老名市住みよいまちづくり条例に定められた緑化基準を満たす。
- 敷地周り
 - ・塀やフェンスは、周辺と調和するような色彩、素材、仕上げとする。
- 壁面・屋根等の外観の色彩

工作物の建設等

- 高さ
 - ・眺望点から見える山並みの眺望を阻害しない。
- 擁壁
 - ・可能な限り現況の地形に合わせた勾配とする。
- 形態・意匠
 - ・過剰な装飾はしない

外観の色彩

- ・ベースカラー（各立面の1/5を超える面積で用いる色）は、下表の色彩基準の範囲内とする。
- ・アクセントカラーを用いる場合は、各立面の1/5以下とし、10m以下とする。

建築物・工作物の色彩基準

区域	色相	明度	彩度
市街化区域	R・YR・Y	—	6以下
	その他の色	—	3以下
海老名駅東口地区	R・YR・Y	3以上	8以下
	その他の色	3以上	3以下
市街化調整区域	R・YR・Y	3以上8以下	6以下
	その他の色	3以上8以下	3以下

開発行為

- 敷地への緑化・植栽
 - ・海老名市住みよいまちづくり条例に定められた緑化基準を満たす。
- 大規模造成・地形改変
 - ・地形の改変や盛土・切土は必要最低限とする。
- 擁壁
 - ・可能な限り現況の地形に合わせた勾配とする。

木竹の伐採

- ・伐採は必要最小限とし、周辺景観との調和に配慮する。

特定照明

- ・美しい夜空の保全に配慮し、上空へ漏洩する光を極力制限する。
- ・点滅する光源、動きのある光源、濃色に着色された光源を使用するものは、公益性の認められるもの等のやむを得ないものを除き使用しない。

お問合せ
届出先

海老名市 まちづくり部 都市計画課 【令和8年3月31日】
〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1
Tel 046-235-9391 Fax:046-233-9118
E-mail toshikeikaku@city.ebina.kanagawa.jp
Web <https://www.city.ebina.kanagawa.jp/>



電子申請・様式等の取得はこちら
(海老名市公式HP)